



八重瀬町こども医療費助成制度が

令和4年4月から

受給資格者証が
新しくなります。

通院費・入院費とも
現物給付（窓口無料）の
対象年齢を
未就学児（小学校入学前）から
中学校卒業まで
拡充します！



やえせのシーちゃん

令和4年3月まで

通院費

0歳から小学校入学前まで

入院費

0歳から中学校卒業まで

現物給付
（窓口無料）
の対象年齢が

令和4年4月から

同封してある受給者証
（ピンク色）をご利用下さい。

通院費

入院費

0歳から

中学校卒業まで

令和4年4月1日以降の受診分について、健康保険証と一緒にピンク色の受給資格者証を医療機関窓口で提示することで、原則として窓口負担なしで医療サービスを受けることができます。ただし、**健康保険の適用を受ける診療分**に限ります。

○小学生と中学生の受給資格者証（オレンジ色）はピンク色へ変わります。

○未就学児は受給資格対象期間が延長されます！

※医療機関等窓口で保険診療の自己負担額を支払うことなく、無料で医療が受けられます。

※現物給付に対応していない医療機関の場合は、医療費を医療機関窓口で支払い、後日、自動償還または児童家庭課窓口での申請による助成となります。

現物給付 とは？

八重瀬町が医療機関へ医療費を支払うため、原則、
窓口での支払いはありません。

○現物給付方式(窓口無料)



※窓口にて
受給資格者証
を提示して受診

受
診



医療費



以下の内容は 助成の対象外 となります。

健康診断や予防接種など

保険適用外の費用（健診、
予防接種、診断書料、薬
の容器代、おむつ代な
ど）は助成の対象外です。

学校や保育園等でのけが

学校、保育園等でけがをし
た場合は学校の保険が優先
されます。手続きについて
は学校、保育園等にお問い
合わせ下さい。

高額療養費・附加給付金・ 入院時の食事療養費

高額療養費や附加給付金、入
院したときにかかる食事療養
費は、助成の対象外です。



以下の場合は手続きが必要です。

町外に転出したとき

町外に転出したときは、受
給資格者証の返却をお願い
します。



医療費が高額になり そうなとき

高額な医療費が見込まれる入
院などには事前に「限度額適
用認定証」の手続きを忘れず
にお願いします。発行後、医
療機関窓口で提示してくださ
い。



その他の公費医療制度も 活用しよう

未熟児の養育医療や小児慢性特
定疾病医療費助成など、国の公
費医療制度が活用できます。



母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している児童について

母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している小学生・中学生は、受給資格者証が子ども医療費助成の
ピンク色に変わります。高校生はこれまで通り受給資格者証はミドリ色で自動償還での助成となります。



お問い合わせは



八重瀬町役場 児童家庭課 電話：098（998）7163